

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本的事項を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織単位…会社の目的を達成するため、系統的に編成される職務遂行の構成単位をいう。
- (2) 職位…一定の職務権限を割り当てられた組織上の地位をいう。
- (3) 職務…事業活動として遂行すべき業務について、各職位に割り当てられたものをいう。
- (4) 責任…職務を遂行する義務及び付与された権限の行使又は不行使に対する結果に係る責務をいう。
- (5) 権限…職務を遂行するために必要となる権能の範囲をいう。
- (6) 業務分掌…各組織単位に分担された所管業務の範囲をいう。

(職務遂行の原則)

第3条 各職位は、職務遂行に当たり、お互いにその職務権限を尊重するとともに、職位間で分掌範囲が不明確なときには、会社の目的に則って、相互にこれを補うものとする。

- 2 会社の目的を達成するため、各職位は、その職務遂行に当たり、他の職位と密接な連絡を保ち、協働に努めなければならない。

(命令系統の統一)

第4条 組織は、職務につき系統的に編成し、かつ、その運営において指示及び命令の経路を明確にすることで、命令系統を統一し、責任体制の確立及び職務の効率的遂行を図るものとする。

- 2 指示及び命令は、職位が上位の者から下位の者に対して、階層的になされるものとし、これを行うことができる上級職位者（当該職位の直近上位の職位にある者をいう。以下同じ。）は、1つの業務につき1人を原則とする。